

個人番号カードのメリットについて(その3)

- ◇ 確実な本人確認・番号確認の実施
- ◇ 迅速・正確な個人番号・氏名等4情報の取得

※ 行政・民間ともに活用が可能



個人番号カードのメリット

行政

民間

個人番号を証明する書類として



○個人番号を証明する書類として
個人番号カードを提示

- 所得把握の精度向上
- 公平・公正な社会を実現

券面

を利用

番号法施行後は、就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等、多くの場面で個人番号の提示が必要となる。

行政

コンビニなどで行政上の各種証明書を取得



○コンビニ等において住民票、印鑑登録証明書などの公的な証明を取得できる。

- 住民の利便性向上
- 市町村窓口の効率化

アプリ

または

電子証明書

を利用

現在、100市町村が導入し約2,000万人が利用できる。平成28年度中に、導入市町村は約300に増加し約6,000万人が利用できることとなる予定。

本人確認の際の公的な身分証明書として



なりすまし被害の防止

券面

または

電子証明書

を利用

◇個人番号の提示と本人確認が同時に必要な場面では、これ1枚で十分。唯一のカード。
◇金融機関における口座開設、パスポートの新規発給、フィットネスクラブの入会など、様々な場面で活用が可能。

各種行政手続のオンライン申請



- 電子申請(e-Tax等)の利用
- 行政からプッシュ型の情報(お知らせ)を取得

- 行政の効率化
- 手続き漏れによる損失の回避

電子証明書

を利用

マイナポータルへのログインをはじめ、各種の行政手続のオンライン申請に利用できる。

民間

各種民間のオンライン取引/口座開設



- インターネットにおける不正アクセスが多発
→公的個人認証サービスの民間開放
- インターネットへの安全なアクセス手段の提供

オンラインバンキング等を安全かつ迅速に利用

電子証明書

を利用

オンラインバンキングをはじめ、各種の民間のオンライン取引に利用できるようになる。

付加サービスを搭載した多目的カード

- 国～健康保険証、国家公務員身分証の機能搭載を検討中
- 自治体～印鑑登録証、図書館カード等として利用可能
- 民間～ポイントカードや入退社管理、社員証等として利用可能

将来的には様々なカードが個人番号カードに一元化

券面

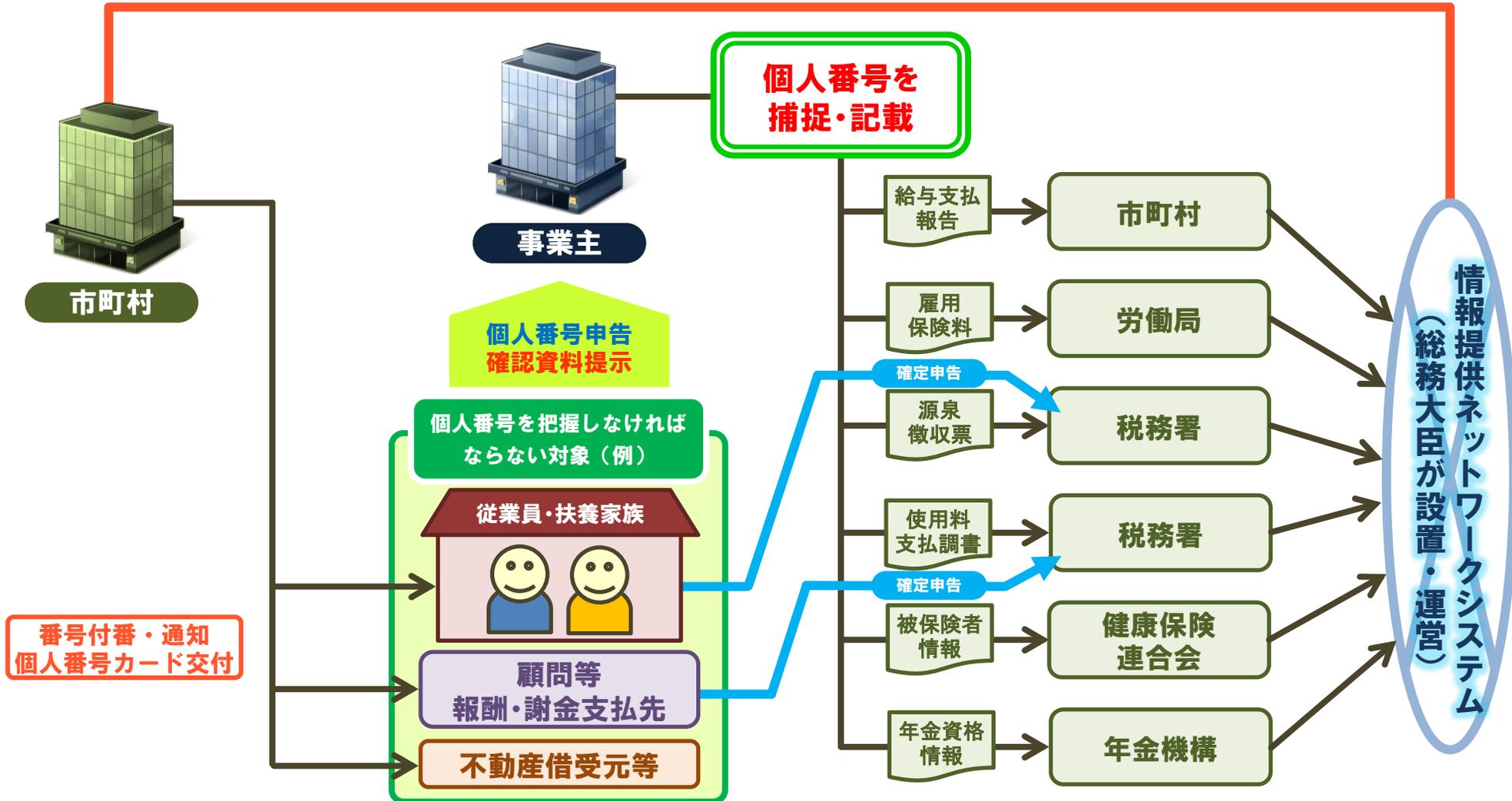
またはアプリ

または電子証明書

を利用



マイナンバー制度における事業主の責務(本人確認及び個人番号の捕捉・記載)



- ✓ 従業員、扶養家族、退職者、報酬受給者の個人番号捕捉・管理・報告
- ✓ 個人番号の正確性・真正性を雇用主が確認・・・確認資料として一番确实：**個人番号カード**
- ✓ 把握の時期は事務ごとに決定される ⇒ **源泉徴収票は原則H29.1～**

本人確認の方法(個人番号カードは1枚で番号確認+身元確認が可能な唯一の書類)

番号確認

身元(実存)確認

① 個人番号カード (法16)

② 通知カード (法16)

③ 個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書 (令12①)

④ ①から③までが困難であると認められる場合 (則3①)

ア 地方公共団体情報システム機構への確認(個人番号利用事務実施者)

イ 住民基本台帳の確認(市町村長)

ウ 過去に本人確認の上、特定個人情報ファイルを作成している場合には、当該特定個人情報ファイルの確認

エ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認める書類(i 個人番号、ii 氏名、iii 生年月日又は住所、が記載されているもの)

※ 源泉徴収票など個人番号利用事務等実施者が発行等する書類や、自己の個人番号に相違ない旨の本人による申告書などを想定

① 個人番号カード (法16)

② 運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書 (則1①一、則2一)

③ 官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施され、個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(i 氏名、ii 生年月日又は住所、が記載されているもの) (則1①二、則2二)

④ ①から③までが困難であると認められる場合は、以下の書類を2つ以上(則1①三、則3②)

ア 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書

イ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(i 氏名、ii 生年月日又は住所、が記載されているもの)

⑤ ①から③までが困難であると認められる場合であって、財務大臣、国税庁長官、都道府県知事又は市町村長が租税に関する事務において個人番号の提供を受けるときは、以下のいずれかの措置をもって④に代えることができる。(則1③、則3③)

ア 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書のいずれか1つ

イ 申告書等に添付された書類であって、本人に対し一に限り発行・発給された書類又は官公署から発行・発給された書類に記載されている i 氏名、ii 生年月日又は住所、の確認

ウ 申告書等又はこれと同時に提出される口座振替納付に係る書面に記載されている預貯金口座の名義人の氏名、金融機関・店舗、預貯金の種別・口座番号の確認

エ 調査において確認した事項等の個人番号の提供を行う者しか知り得ない事項の確認

オ アからエまでが困難であると認められる場合であって、還付請求でない時は、過去に本人確認の上で受理している申告書等に記載されている純損失の金額、雑損失の金額その他申告書等を作成するに当たって必要となる事項又は考慮すべき事情であって財務大臣等が適当と認めるものの確認

⑥ 個人番号の提供を行う者と雇用関係にあること等の事情を勘案し、人違いでないことが明らかと個人番号利用事務実施者が認める時は、身元(実存)確認書類は要しない。(則3⑤)

本人確認の方法(非対面でも番号確認＋身元確認が可能)

番号確認

身元(実存)確認

① 個人番号カード (ICチップの読み取り) (則4一)

① 個人番号カード (ICチップの読み取り) (則4一)

② 以下のいずれかの措置

- ア 地方公共団体情報システム機構への確認(個人番号利用事務実施者)(則4二イ)
 - イ 住民基本台帳の確認(市町村長)(則4二イ)
 - ウ 過去に本人確認の上、特定個人情報ファイルを作成している場合には、当該特定個人情報ファイルの確認(則4二イ)
 - エ 官公署若しくは個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認める書類(i 個人番号、ii 氏名、iii 生年月日又は住所、が記載されているもの)若しくはその写しの提出又は当該書類に係る電磁的記録の送信(則4二ロ)
- ※ 通知カードの写しを別途郵送・PDFファイルの添付送信などを想定

- ② 公的個人認証による電子署名 (則4二ハ)
- ③ 個人番号利用事務実施者が適当と認める方法(則4二ニ)
※ 民間発行の電子署名、個人番号利用事務実施者によるID・PWの発行などを想定。

- ① 過去に本人確認の上作成している特定個人情報ファイルの確認(則3①三)
- ② 地方公共団体情報システム機構への確認(個人番号利用事務実施者)(則3①一)
- ③ 住民基本台帳の確認(市町村長)(則3①二)

- 本人しか知り得ない事項その他の個人番号利用事務実施者が適当と認める事項の申告 (則3④)
※ 基礎年金番号などの固有の番号、給付の受取先金融機関名等の複数聴取などを想定。

注 本人確認の上特定個人情報ファイルを作成している場合であって、個人番号利用事務・個人番号関係事務にあたって電話で個人番号の提供を受け、当該ファイルにおいて個人除法を検索、管理する場合に限る。

個人番号カードのアプリの概要

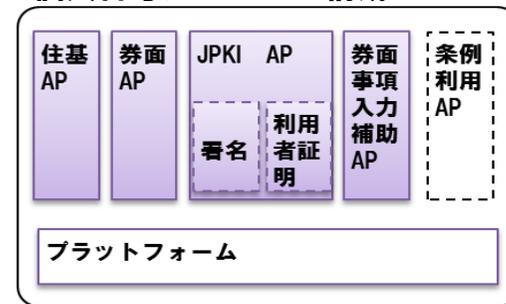
個人番号カードの表面（案）



個人番号カードの裏面（案）



個人番号カードのAP構成



AP	個人番号取得、本人確認における役割	アクセスコントロール
券面AP	<p>(目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対面における券面記載情報の改ざん検知 ・対面における本人確認の証跡として画像情報の利用 <p>(記録する情報)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表面情報: 4情報+顔写真の画像 ・裏面情報: 個人番号の画像 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号を利用できる者 表と裏の券面情報 : 照合番号A(個人番号12桁) ・個人番号を利用できない者 表の券面情報のみ : 照合番号B(14桁:生年月日6桁+有効期限西暦部分4桁+セキュリティコード4桁)
JPKI-AP	<p>(署名用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子申請に利用 <p>(利用者証明用)【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナポータル等のログインに利用 	<p>暗証番号(6~16桁の英数字)</p> <p>暗証番号(4桁の数字)</p>
券面事項入力補助AP【新規】	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号や4情報を確認(対面・非対面)し、テキストデータとして利用することが可能 <p>【記録・利用する情報】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①個人番号及び4情報 並びにその電子署名データ ②個人番号 及びその電子署名データ ③4情報 及びその電子署名データ <p>注)①、②については、番号法に基づく事務でのみ利用可能。</p>	<ol style="list-style-type: none"> ①については、暗証番号(4桁の数字) ②については、照合番号A(個人番号12桁) ※これにより、券面目視により個人番号を手入力するようなケースで正誤チェックが可能となる。 ③については、照合番号B(14桁:生年月日6桁+有効期限西暦部分4桁+セキュリティコード4桁)
住基AP	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票コードを記録 ・住基ネットの事務のために住民票コードをテキストデータとして利用可能 	<p>暗証番号(4桁の数字)</p>

※「暗証番号(4桁の数字)」については、統一の設定も可能。
ただし、生年月日やセキュリティコード等と同一は不適当。

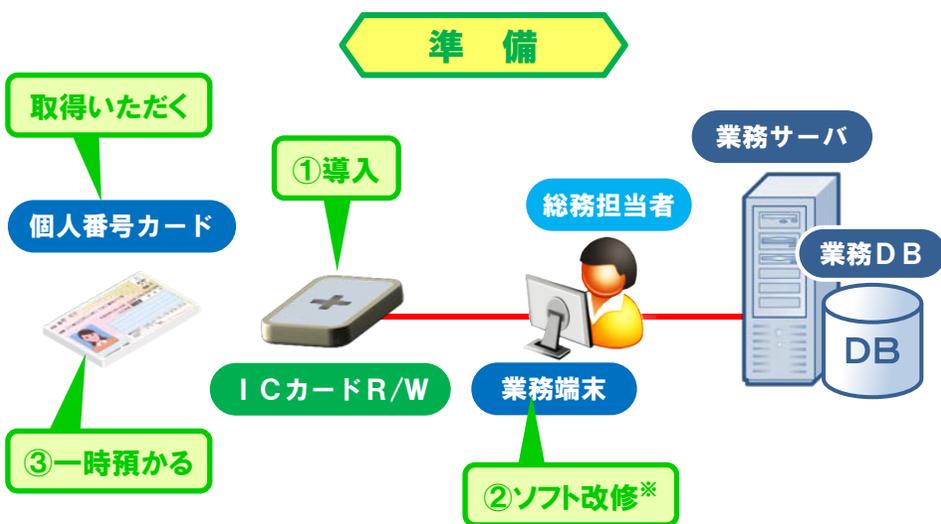
個人番号の入力を正確・迅速に行う～「券面事項入力補助アプリ」の利用方法(その①)

主な利用主体・場面

- ◆ 個人番号関係事務・利用事務実施者が
- ◆ 従業員とその家族の個人番号を税や社会保障の各種帳票に記載する場面で

準備・利用の手順

準備



- ※ 機能追加
カード読込→個人番号を業務端末に表示→個人番号を業務DBに取込
- ※ 改修に必要となる券面事項入力補助アプリのインターフェースを開示する予定。

利用



- 1' 預かったカードをICカードR/Wにかざす。
- 2' カード裏面を見て照合番号A(個人番号12桁)を入力する。(注)
- 3' 業務端末からカードに照会をかける。
- 4' 入力が正しければ、カードから個人番号が返され、業務端末に表示される。入力に誤りがある場合は、その旨が返され、業務端末に表示される。
- 5' 返された個人番号を業務サーバに取り込む。

メリット

個人番号の正確な入力が可能に

4情報の入力を正確・確実に行う～「券面事項入力補助アプリ」の利用方法(その②)

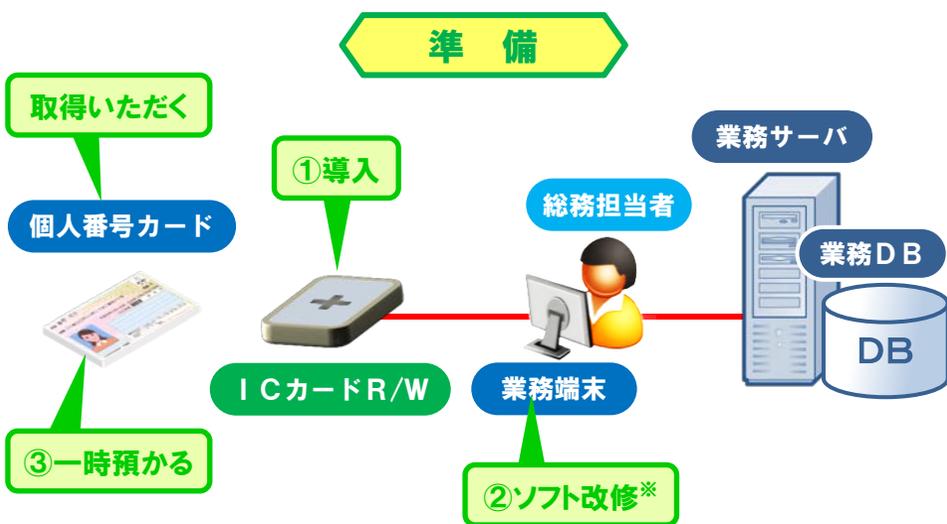
主な利用主体・場面

◆ 従業員等の4情報を記載する場面で

※個人番号を利用しないときも利用可能

準備・利用の手順

準備

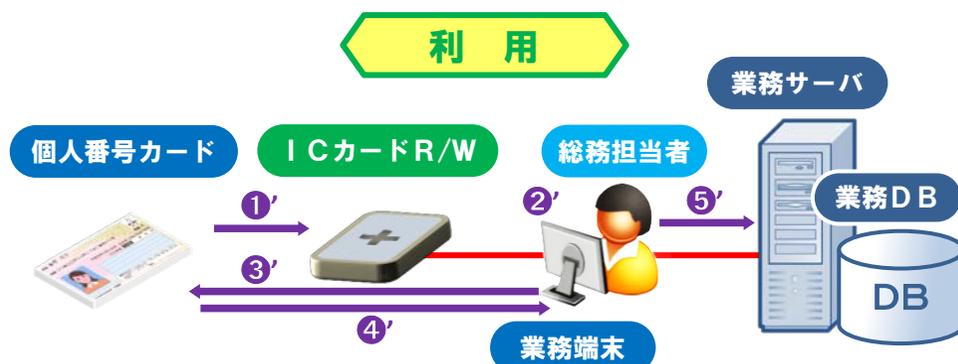


※ 機能追加

カード読込→4情報を業務端末に表示→4情報を業務DBに取込

※ 改修に必要となる券面事項入力補助アプリのインターフェースを開示する予定。

利用



- 1' 預かったカードをICカードリーダー・ライター(R/W)にかざす。
- 2' カード表面を見て照合番号B14桁を入力する。
(生年月日6桁+有効期限西暦部分4桁+セキュリティコード4桁)
- 3' 業務端末からカードに照会をかける。
- 4' 入力が正しければ、カードから4情報(テキストデータ)が返され、業務端末に表示される。
- 5' 返された4情報を業務サーバに取り込む。

メリット

4情報(氏名、住所、生年月日、性別)の確実な入力が可能

主な利用主体・場面

◆ 顧客・申請者の新規登録の場面で

- 民間事業者が、新たに顧客から申込を受ける場面で
- 行政機関が、行政手続の申請を受ける場面で

※ いずれも、対面・非対面(オンライン)を問わず利用可能

準備・利用の手順

対
面



- ※ 機能追加
カード読込→個人番号を業務端末に表示→個人番号を業務DBに取込
- ※ 改修に必要となる券面事項入力補助アプリのインターフェースを開示する予定。



- ①' 顧客・申請者に、カードをICカードR/Wにおいていただく。
- ②' 顧客・申請者に、暗証番号(4ケタ)を入力いただく。
- ③' カードから、個人番号+4情報が取得され、業務端末に表示される。
- ④' 取得された個人番号+4情報を業務サーバに取り込む。

メリット 個人番号+4情報の正確な入力が可能に

メリット 個人番号+4情報の入力の負担を軽減できる(顧客・申請者、事業者ともに)

顧客・申請者の入力負担を軽減するために～「券面事項入力補助アプリ」の利用方法(その③-2)

主な利用主体・場面

◆ 顧客・申請者の新規登録の場面で

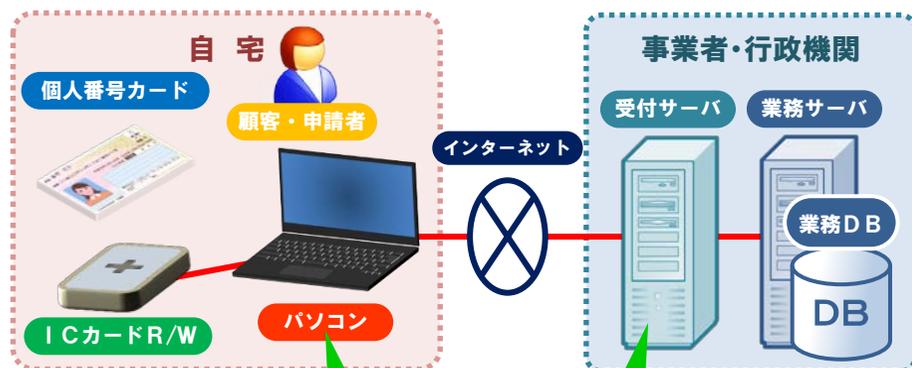
- 民間事業者が、新たに顧客から申込を受ける場面で
- 行政機関が、行政手続の申請を受ける場面で

※ いずれも、対面・非対面(オンライン)を問わず利用可能

準備・利用の手順

非対面(オンライン)

準備

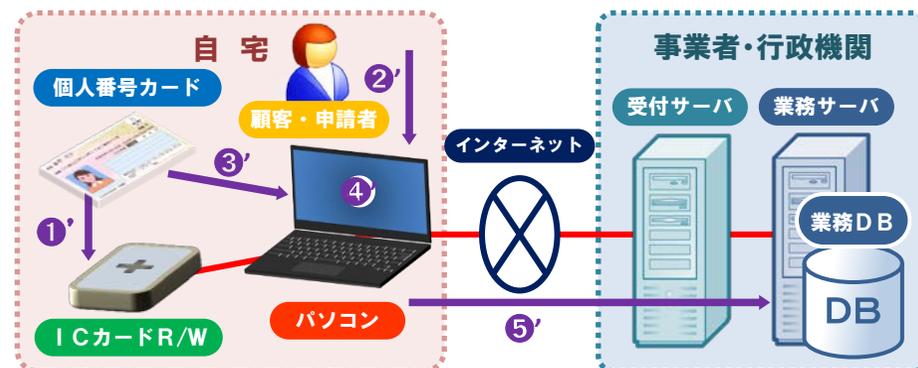


利用者が電子申請ソフトをインストール又は事業者がHP上の申請画面の改修※ (注)民間事業者・行政機関ごとに必要。

※ 機能追加: カード読込 → パソコンに表示された申請書の様式に自動で個人番号+4情報を取込

※ 改修に必要となる券面事項入力補助アプリのインターフェースを開示する予定。

利用



- 1' 顧客・申請者が、カードをICカードR/Wにかざす。
- 2' 顧客・申請者が、暗証番号(4ケタ)を入力する。
- 3' カードから、個人番号+4情報が取得され、パソコンに表示される。
- 4' 取得した個人番号+4情報がパソコンに表示される申請書に取り込まれる。
- 5' パソコンから送信された申請書を業務サーバに取り込む。

メリット 個人番号+4情報の正確な入力が可能に

メリット 個人番号+4情報の入力の負担を軽減できる(顧客・申請者、事業者ともに)

(注)この利用方法は、個人番号の利用ができる者に限り、行うことができる。

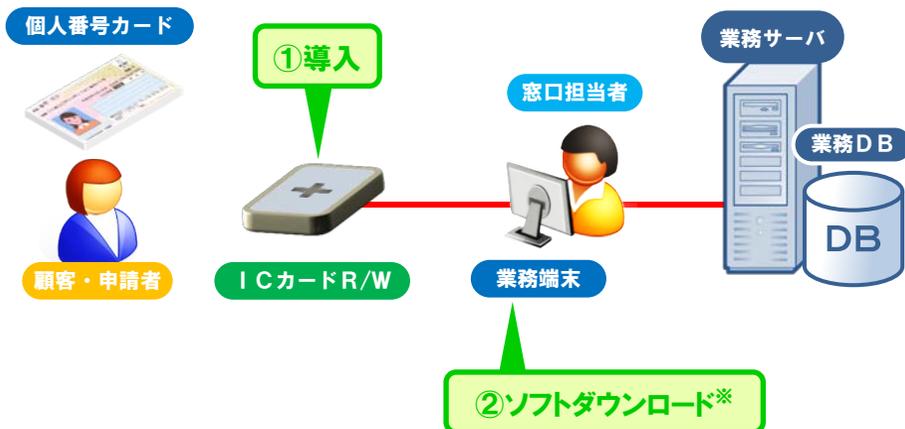
番号確認・本人確認を確実にを行うために～「券面事項確認アプリ」の利用方法

主な利用主体・場面

- ◆ 法令等で義務付けされた本人確認の場面で
 - 個人番号利用事務・関係事務実施者など
- ◆ その他の場面でも、自由に本人確認書類として利用可能
 - 対面(券面確認)の場面において、補助的に利用

準備・利用の手順

準備



※ 券面事項確認表示ソフトウェア
(機構のHPからダウンロード可能とする予定)

利用



- ①' 顧客・申請者に、カードをICカードR/Wにおいていただく。
- ②' 窓口担当者が、券面を見て照合番号を入力。(注)
 - 照合番号< A 個人番号を利用できる者：個人番号12桁
 - B 個人番号を利用できない者：14桁
(生年月日6桁+有効期限西暦部分4桁+セキュリティコード4桁)
- ③' 業務端末からカードに照会をかける。
- ④' カードから券面情報が返され、業務端末に表示される。
 - 照合番号< A 表面と裏面の券面情報
 - B 表面の券面情報のみ

メリット カード券面の真正性の確認が可能に